



# 山形県公報

平成19年2月20日(火)  
第1817号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の一部を改正する規則..... (総合防災課) ...163

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定..... (最上総合支庁福祉課) ...164  
 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( 同 ) ... 同  
 公共測量の実施の通知..... (管 理 課) ...165  
 公共測量の終了の通知..... ( 同 ) ... 同  
 兼用工作物の管理協定の締結..... (村山総合支庁西村山総務建築課) ... 同  
 庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日..... (庄内総合支庁庄内空港事務所) ...166  
 道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ... 同  
 同 ..... ( 同 ) ...167  
 県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同  
 同 ..... ( 同 ) ... 同  
 宅地建物取引業法に基づく処分をするための聴聞..... (建築住宅課) ...168  
 同 ..... ( 同 ) ... 同  
 県証紙売りさばき業務の廃止の届出..... (出 納 局) ... 同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

政治団体の設立..... 同  
 政治団体の届出事項の異動.....169  
 政治団体の解散..... 同  
 政治団体の収支報告書の要旨.....170  
 同 .....171  
 同 .....172  
 同 .....173  
 資金管理団体の指定.....174

### 公 告

一般競争入札の公告..... (出 納 局) ...175

### 正 誤

## 規 則

山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第9号

山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の一部を改正する規則

山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則（昭和47年9月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に、

|     |       |
|-----|-------|
| 1 級 | 第 1 級 |
| 2 級 | 第 2 級 |
| 3 級 | 第 3 級 |
| 4 級 | 第 4 級 |
| 5 級 | 第 5 級 |
| 6 級 | 第 6 級 |
| 7 級 | 第 7 級 |
| 8 級 | 第 8 級 |

を

に、「1級に」を「第1級に」に、「1級の」を「第1級の」に改め、同備考

第1項中「障害の等級」を「障害等級」に、「政令別表第3」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2」に改め、同備考第2項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第6条第2項から第6項まで（第3項第1号を除く。）」を「第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び省令第3条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

告 示

山形県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社羽根沢<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | ケアサポート24訪問介護<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | 訪 問 介 護   | 平成19. 2. 8 |

山形県告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社羽根沢<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | ケアサポート24訪問介護<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | 介護予防訪問介護    | 平成19. 2. 8 |

## 山形県告示第133号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により東根市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
東根市大字野田から東根市大字島大堀
- 2 公共測量を実施する期間  
平成19年2月1日から平成19年3月12日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（市道の現況図作成）

## 山形県告示第134号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域から上市市金瓶地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成18年6月19日から平成19年1月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

## 山形県告示第135号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、都市公園と高速自動車国道との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において縦覧に供する。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市公園の名称  
最上川ふるさと総合公園
- 2 公園施設の名称  
駐車場
- 3 公園施設の位置
  - (1) 連結部  
寒河江市大字寒河江字久保甲1290 - 1の一部、1290 - 2の一部、1291 - 1の一部、1293 - 3の一部、1296の一部、1366の一部、1371 - 1の一部、1371 - 2の一部、1372 - 3の一部及び字久保乙1113 - 6の一部、1113 - 7の一部、1113 - 11の一部、1113 - 12の一部、1113 - 13の一部、1113 - 14の一部、1113 - 15の一部、1124 - 2の一部、1126 - 1の一部、1126 - 3の一部、1127 - 1の一部及び字山西甲1270 - 2の一部、1277 - 5の一部、1278の一部、1279の一部、1281 - 6の一部及び字山西丙1894の一部並びに市有地の一部
  - (2) 公園側駐車場  
寒河江市大字寒河江字久保甲1290 - 2の一部、1291 - 1の一部、1293 - 1、1293 - 3の一部、1296の一部、

1361 - 1の一部、1365の一部、1365 - 2の一部、1365 - 3の一部、1365 - 4の一部、1366の一部、1366 - 1及び字久保乙1113 - 11の一部、1113 - 13の一部、1125の一部、1125 - 1の一部、1126 - 1の一部並びに市有地の一部

#### 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

##### (1) 連結部（料金の徴収施設を除く。）

イ 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
 住所 東京都港区西新橋二丁目8番6号  
 代表者の氏名 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長 勢山 廣直  
 ロ 名称 東日本高速道路株式会社  
 住所 宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号  
 代表者の氏名 東日本高速道路株式会社東北支社長 熊谷 和夫

##### (2) 連結部（料金の徴収施設に限る。）

名称 東日本高速道路株式会社  
 住所 宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号  
 代表者の氏名 東日本高速道路株式会社東北支社長 熊谷 和夫

##### (3) 公園側駐車場

名称 山形県  
 住所 山形市松波二丁目8番1号  
 代表者の氏名 山形県知事 齋藤 弘

#### 5 管理の内容

兼用工作物の維持、修繕及び災害復旧

#### 6 管理の期間

平成18年10月1日以降駐車場の存続する期間

#### 山形県告示第136号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成19年2月20日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称                  | 使用時間                                                    | 休業日                      |
|----------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------|
| オートキャンプ場                   | 宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで | 11月の第2月曜日から翌年の4月の第3金曜日まで |
| テニスコート<br>多目的広場<br>アーチェリー場 | 午前9時から午後6時まで                                            | 12月29日から翌年の1月3日まで        |

#### 2 適用期間

平成19年3月1日から平成21年3月31日まで

#### 山形県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月20日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成19年2月20日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 道路の種類 主要地方道

- 2 路線名 庄内空港立川線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 鶴岡市長沼字宮前19番から<br>同 上まで |   | 旧    | 13.0メートル<br>と<br>21.8 | メートル<br>12 |
| 同                      | 上 | 新    | 13.0メートル<br>と<br>21.8 | 同上         |

## 山形県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月20日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道  
2 路線名 藤島由良線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|--------------------------------|---|------|----------------------|-------------|
| 鶴岡市播磨字相生101番4から<br>同 字助郷357番まで |   | 旧    | 13.4メートル<br>と<br>6.8 | メートル<br>410 |
| 同                              | 上 | 新    | 43.2メートル<br>と<br>8.4 | 同上          |

## 山形県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月20日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 庄内空港立川線  
2 供用開始の区間 鶴岡市長沼字宮前19番から  
同 上まで  
3 供用開始の期日 平成19年2月20日

## 山形県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月20日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 藤島由良線  
2 供用開始の区間 鶴岡市播磨字相生101番4から  
同 字助郷357番まで  
3 供用開始の期日 平成19年2月20日

## 山形県告示第141号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、同法第65条第1項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日時 平成19年3月1日（木）午後1時から
- 2 場所 山形市松波二丁目8番1号  
県庁16階 1602会議室

## 山形県告示第142号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、同法第65条第1項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日時 平成19年3月1日（木）午後3時から
- 2 場所 山形市松波二丁目8番1号  
県庁16階 1602会議室

## 山形県告示第143号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名                       | 所在地          | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日      |
|---------------------------------|--------------|------------|------------|
| 財団法人山形県産業技術<br>振興機構<br>理事長 遠藤 剛 | 山形市松栄二丁目2番1号 | 同 左        | 平成19. 3.22 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年2月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地            | 届出年月日          |
|----------|--------|----------|-----------------------|----------------|
| 遠藤章一後援会  | 江袋 忍   | 大河原 直 壽  | 東置賜郡川西町大字黒川1197 - 1番地 | 平成<br>19. 1.15 |
| 梅津つとむ後援会 | 梅津 公 洋 | 梅津 旬 子   | 山形市城西町四丁目14番16号       | 同<br>1.16      |
| 佐藤ひろし後援会 | 武藤 明 雄 | 山下 武 夫   | 米沢市矢来1丁目2 - 17        | 同              |

|            |      |      |               |           |
|------------|------|------|---------------|-----------|
| 信田作右衛門後援会  | 半田秀明 | 信田久男 | 最上郡大蔵村合海71    | 同<br>1.19 |
| ふるさと再盛市民の会 | 川合正義 | 江口俊一 | 上山市二日町6-23    | 同<br>1.22 |
| 上山まちづくり研究会 | 後藤博美 | 難波規平 | 上山市矢来3丁目4番32号 | 同<br>1.24 |
| 斉藤大作後援会    | 阿波善男 | 斉藤右  | 酒田市大町18-35    | 同<br>1.29 |
| 大内りかを育てる会  | 青山義和 | 駒澤光二 | 山形市大字七浦564    | 同<br>1.30 |

## 山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年2月20日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称                 | 異動事項       | 内 容                        |                | 届出年月日         |
|-------------------------|------------|----------------------------|----------------|---------------|
|                         |            | 新                          | 旧              |               |
| 電機連合山形地協政治活動委員会         | 主たる事務所の所在地 | 米沢市下花沢2丁目6番35号             | 天童市久野本字日光1105  | 平成<br>19. 1.5 |
|                         | 会計責任者      | 熊沢年啓                       | 井上正則           |               |
| よど秀夫後援会                 | 代表者        | 高橋武志                       | 井上義則           | 同<br>1.16     |
| 未来に輝くふるさとをつくる会（長田康仁後援会） | 政治団体の名称    | 未来に輝くふるさとをつくる会（長田康仁後援会）    | 未来に輝くふるさとをつくる会 | 同<br>1.18     |
| 全日電工連政治連盟山形県支部          | 会計責任者      | 中野武志                       | 中里好江           | 同<br>1.24     |
| うめつ博士後援会                | 会計責任者      | 軽部正行                       | 榎津朋子           | 同<br>1.30     |
| 山崎諭後援会                  | 代表者        | 岩月忠幸                       | 岩淵武男           | 同             |
| 菊地けんたろうと風になる会           | 主たる事務所の所在地 | 山形市前田町13-15<br>セゾン・ルレーヴ205 | 山形市南原町1-27-25  | 同<br>1.31     |
| しばさき友利後援会               | 代表者        | 高梨正剛                       | 村田健男           | 同             |

## 山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年2月20日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称      | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|--------------|--------------|---------------|
| さとうまさる後援会    | 解散           | 平成18.12.5     |
| 菅原捷治後援会      | 解散           | 同 12.27       |
| いがらし昭市郎後援会   | 解散           | 平成19.1.25     |
| いがらし昭市郎を励ます会 | 解散           | 同 1.25        |

## 山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年2月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## (その他の政治団体)

単位：円

| 政治団体の名称                     | さとうまさる後援会 | なおしま義友後援会 | 桑原ひとしを育てる会 | 藤原民夫後援会 |
|-----------------------------|-----------|-----------|------------|---------|
| 報告年月日                       | 18.12.5   | 18.12.25  | 19.1.16    | 19.1.17 |
| 収入総額                        | 0         | 96,100    | 65,000     | 58,800  |
| 前年繰越額                       | 0         | 96,100    | 0          | 13,800  |
| 本年収入額                       | 0         | 0         | 65,000     | 45,000  |
| 支出総額                        | 0         | 0         | 65,000     | 40,000  |
| 本年収入の内訳                     |           |           |            |         |
| 個人の党費・会費 金額                 |           |           | 65,000     | 45,000  |
| 員数(人)                       |           |           | 65         | 45      |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0         | 0         | 0          | 0       |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |           |           |            |         |
| 団体分                         |           |           |            |         |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |           |           |            |         |
| 政党匿名寄附                      |           |           |            |         |
| 事業収入(内訳別掲)                  |           |           |            |         |
| 交付金収入                       |           |           |            |         |
| 借入金(内訳別掲)                   |           |           |            |         |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |           |           |            |         |
| 支出の内訳                       |           |           |            |         |
| 経常経費                        | 0         | 0         | 2,000      | 0       |
| 人件費                         |           |           |            |         |
| 光熱水費                        |           |           | 1,000      |         |
| 備品・消耗品費                     |           |           | 1,000      |         |
| 事務所費                        |           |           |            |         |
| 政治活動費                       | 0         | 0         | 63,000     | 40,000  |
| 組織活動費                       |           |           | 63,000     |         |
| 選挙関係費                       |           |           |            |         |
| 事業費                         | 0         | 0         | 0          | 30,000  |
| 機関紙発行事業費                    |           |           |            | 30,000  |
| 宣伝事業費                       |           |           |            |         |
| パーティー事業費                    |           |           |            |         |
| その他の事業費                     |           |           |            |         |
| 調査研究費                       |           |           |            | 10,000  |
| 寄附・交付金                      |           |           |            |         |
| その他の経費                      |           |           |            |         |
| 資産等の有無                      | 無         | 無         | 無          | 無       |

## 山形県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年2月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

## (その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                          | いがらし昭市郎<br>後援会 | いがらし昭市<br>郎を励ます会 |
|----------------------------------|----------------|------------------|
| 報告年月日                            | 19. 1.16       | 19. 1.16         |
| 収入総額                             | 0              | 0                |
| 前年繰越額                            | 0              | 0                |
| 本年收入額                            | 0              | 0                |
| 支出総額                             | 0              | 0                |
| 本年收入の内訳                          |                |                  |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                |                  |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0              | 0                |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |                |                  |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |                |                  |
| 政党匿名寄附                           |                |                  |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                |                  |
| 交付金収入                            |                |                  |
| 借入金(内訳別掲)                        |                |                  |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                |                  |
| 支出の内訳                            |                |                  |
| 経常経費                             | 0              | 0                |
| 人件費                              |                |                  |
| 光熱水費                             |                |                  |
| 備品・消耗品費                          |                |                  |
| 事務所費                             |                |                  |
| 政治活動費                            | 0              | 0                |
| 組織活動費                            |                |                  |
| 選挙関係費                            |                |                  |
| 事業費                              | 0              | 0                |
| 機関紙発行事業費                         |                |                  |
| 宣伝事業費                            |                |                  |
| パーティー事業費                         |                |                  |
| その他の事業費                          |                |                  |
| 調査研究費                            |                |                  |
| 寄附・交付金                           |                |                  |
| その他の経費                           |                |                  |
| 資産等の有無                           | 無              | 無                |

## 山形県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年2月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠



## (その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                          | いがらし昭市郎<br>後援会 | いがらし昭市<br>郎を励ます会 |
|----------------------------------|----------------|------------------|
| 報告年月日                            | 19. 1.26       | 19. 1.26         |
| 収入総額                             | 0              | 0                |
| 前年繰越額                            | 0              | 0                |
| 本年收入額                            | 0              | 0                |
| 支出総額                             | 0              | 0                |
| 本年收入の内訳                          |                |                  |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                |                  |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0              | 0                |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |                |                  |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |                |                  |
| 政党匿名寄附                           |                |                  |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                |                  |
| 交付金収入                            |                |                  |
| 借入金(内訳別掲)                        |                |                  |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                |                  |
| 支出の内訳                            |                |                  |
| 経常経費                             | 0              | 0                |
| 人件費                              |                |                  |
| 光熱水費                             |                |                  |
| 備品・消耗品費                          |                |                  |
| 事務所費                             |                |                  |
| 政治活動費                            | 0              | 0                |
| 組織活動費                            |                |                  |
| 選挙関係費                            |                |                  |
| 事業費                              | 0              | 0                |
| 機関紙発行事業費                         |                |                  |
| 宣伝事業費                            |                |                  |
| パーティー事業費                         |                |                  |
| その他の事業費                          |                |                  |
| 調査研究費                            |                |                  |
| 寄附・交付金                           |                |                  |
| その他の経費                           |                |                  |
| 資産等の有無                           | 無              | 無                |

## 山形県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成19年2月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称               | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|---------|-------------------------|--------------|--------|------------|
| 長田 康 仁 | 上山市議会議員 | 未来に輝くふるさとをつくる会(長田康仁後援会) | 上山市金瓶字田中35-3 | 長田 康 仁 | 平成19. 1.18 |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子複写機用P P C用紙の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年2月20日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成19年3月15日(木) 午前10時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

- イ 名称 電子複写機用P P C用紙
- ロ 予定数量

- (イ) 日本工業規格B列4判 180箱(1箱は500枚×5包)
- (ロ) 日本工業規格B列5判 50箱(1箱は500枚×5包)
- (ハ) 日本工業規格A列3判 750箱(1箱は500枚×3包)
- (ニ) 日本工業規格A列4判 15,000箱(1箱は500枚×5包)

#### (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

#### (3) 契約期間 平成19年4月2日から平成20年3月31日まで

#### (4) 納入場所 仕様書による。

#### (5) 納入方法 県が指定する日時に指定する数量を納入すること。

#### (6) 入札方法 (1)のロの(イ)から(ニ)までの品目ごとの1箱当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町の区域内に本店又は営業所等を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

#### (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金 免除する。

#### (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれ

かに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

2の(1)の品目ごとの入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成されたそれぞれの予定価格の範囲内であって、かつ、品目ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書及び仕様書に定める証明書(以下「申請書等」という。)を平成19年3月2日(金)午前11時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。この場合において、申請書等を提出したものは、入札日の前日までの間において、申請書等に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ペー ジ | 行     | 正 誤       |           |
|------------|--------------|------|-------|-----------|-----------|
|            |              |      |       | 誤         | 正         |
| 平成18. 3.31 | 第1729号       | 448  | 下から12 | 期 間       | 額         |
| 同 18.12.22 | 第1803号       | 1558 | 23    | 大芦沢字ヲミ    | 大字芦沢字ヲミ   |
|            | 同            | 同    | 下から12 | 大芦沢字ヲミ    | 大字芦沢字ヲミ   |
| 平成19. 1.30 | 第1811号       | 73   | 8     | 「当初報告」の欄の | 「当初報告」の項の |